別表十七(一)の二付表一の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の２（第３項を除く。）又は第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七(一)の二付表一の記載要領第一一号中「第６号」を「第４号」に改め、同第四号及び第五号を削り、同第六号中「「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額　⑱」」を「「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額　⑲」」に改め、同号を同第四号とする。

別表十七(一)の三の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七(一)の三の記載要領第一一号②中「第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）第66条の５の３第４項に規定する承認の取消し等の場合又は令和２年改正法」を削り、「若しくは」を「又は」に、「これら」を「同項」に、「令和２年旧措置法第68条の89の３第６項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）」を「令和２年改正法附則第125条第１項」に改め、同号③中「令和２年旧措置法第66条の５の３第７項又は」を削る。

別表十七(一)の三付表の記載要領第一号中「（外国法人の令和４年４月１日前に開始した事業年度にあつては、恒久的施設を有する外国法人が同項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を削り、同第一一号中「令和２年法律第８号。以下この号」の次に「及び次号」を加え、「第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）第66条の５の３第４項に規定する承認の取消し等の場合又は令和２年改正法」を削り、「若しくは」を「又は」に、「これら」を「同項」に、「令和２年旧措置法第68条の89の３第６項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）」を「令和２年改正法附則第125条第１項」に、「令和２年旧措置法第66条の５の３第７項又は令和２年改正法附則第125条第４項」を「同条第４項」に改め、同第一三号中「連結法人（連結子法人」を「令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第２条第12号の７の２（定義）に規定する連結法人（連結子法人（同条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この号において同じ。）」に改め、「他の法人が」の次に「同条第12号の７の２に規定する」を加える。

別表十七(一)の表中

事業年度又は連結事業年度	を	事　業 年　度	に、
課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額（別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「９」又は別表十七(三の四)「11」）	を	課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額（別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「９」又は別表十七(三の四)「11」）	に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第11項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七(一)の記載要領第一二号ただし書中「又は連結法人」を削り、同第一三号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の２第11項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七(一)付表一の表中

事業年度又は連結事業年度	を	事　業 年　度	に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第11項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七(一)付表一の記載要領第五号中「又は令和２年旧措置法第68条の90第１項第４号に規定する同族株主グループに属する者の外国関係会社に係る同項第１号イからハまでに掲げる割合」及び「又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年財務省令第56号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の76第46項第７号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を削り、同第六号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の２第11項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6　内国法人の令和６年４月１日以後に開始する事業年度において、当該内国法人と外国関係会社との関係を系統的に図示した書類（以下この号において「出資関係図」という。）を添付した場合には、この表の各欄に記載すべき事項及び第２号から前号までの規定によりこの表に添付すべき書類に記載すべき事項のうち当該出資関係図にその記載があるものについては記載を要しない。

別表十七(一)付表二の表中

事業年度又は連結事業年度	を	事　業 年　度	に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第11項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。